

女性が収入をセーブする時代は終わりました。専業主婦も働いて家計を改善しましょう

10月から一部、主婦などのパートの社会保険制度が変わる。当面は従業員数501人以上の企業が対象だが、3年以内には全企業に拡大される予定である。パート労働者からの相談が増えている中、社会保険労務士でCFP®の井戸美枝さんに対応のポイントをうかがった。

「106万円の壁」 新たに加わった

——まずは今回の短時間労働者への社会保険適用拡大についてお聞かせください。

井戸 パートで働く短時間労働者のうち、10月から社会保険等の被保険者とされるのは、1週間の労働時間が20時間以上で1年以上の雇用が見込まれ、報酬月額が8万8000円以上の学生以外の人です。簡単にいえば10月からは、パートで週20時間以上働けば、正社員と同じようにセーフティネットがついてくるということです。

10月以降は、厚生年金の標準報酬月額表の1等級が8万8000円になります。8万8000円は、年間では105・6万円になりますが、これが、いわゆる「106万円の壁」といわれるものです。

これまでもパート収入と税金・社会保険の関係では、10

3万円の壁、130万円の壁があったわけですが、これに新たに「106万円の壁」が加わることとなります。

とりあえずは従業員数501人以上の企業が対象ですので、対象者は多くありませんが、いずれは中小企業にも及んでいきますから、3年後くらいには130万円の壁はなくなって106万円の壁だけになります。

壁を超えて働くことで セーフティネットがつく

——従業員501人以上の企業で雇用されるパート職員の場合、勤務時間や収入を調整したほうがよいのでしょうか。

井戸 106万円に限りませんが、壁を気にして収入を抑える時代ではなくなっています。106万円の壁にこだわって、週に20時間、時給1100円で2万2000円、月に8万8000円未満に抑えると、家計の足

社会保険労務士 CFP® 経済エッセイスト

井戸美枝

